系統情報公表に関する通達

2020年 4月 1日 制 定 2024年 11月 14日 改 正

関西電力送配電株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 この通達は、「送配電等業務に係る公平性確保に関する規程」、経済産業省・資源エネルギー庁が定める「系統情報公表の考え方」ならびに電力広域的運営推進機関(以下、「広域機関」という。)が定める「業務規程」および「送配電等業務指針」(以下、「指針等」という。)に基づき、一般送配電事業者たる当社が扱う電力系統の利用に供する情報(以下、「情報」という。)の公表に関する基本事項を定めることにより、当社供給区域の電力系統を利用するすべての事業者および需要者に対して、公平性および透明性を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この通達は、当社電力系統の利用に供するために当社が保有する情報の公表に適用 する。

(用語の定義)

- 第3条 この通達における用語の定義は、次の各号のとおりとする。
 - (1)「公表」とは、「公開」「開示」および「提示」の総称をいう。
 - (2)「公開」とは、ホームページや店頭での配布等により、広く一般に情報を提供することをいう。
 - (3)「開示」とは、当社と秘密保持契約を結ぶこと等により、利用者および利用目的を限定したうえで情報を提供することをいう。
 - (4)「提示」とは、系統情報の公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等のうえ個々 に示し説明することをいう。
 - (5)「電力広域的運営推進機関」とは、電気事業法第28条第4項の規定に基づき、電気 事業の遂行にあたっての広域的運営を推進することを目的とした機関として、平成 26年7月に経済産業大臣から認可を受けた認可法人をいう。
 - (6)「当社供給区域」とは、当社が監視または制御を行う系統をいう。
 - (7)「地内系統」とは、地域間連系線を除く当社の供給区域の系統をいう。
 - (8)「要請者」とは、当社に対し情報の提示を要請する者をいう。
 - (9)「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者をいう。
 - (10)「系統連系申込受付窓口」とは、要請者が当社に情報提示を申し込む受付窓口をい う。詳細窓口は、「系統アクセス検討に関する通達」による。
 - (11)「事前相談および接続検討受付窓口」とは、当社の系統連系申込受付窓口から情報 提示の依頼を受ける箇所をいう。詳細窓口は、「系統アクセス検討に関する通達」に よる。
 - (12)「基幹系統」とは、上位2電圧の送変電設備をいう。
 - (13)「ローカル系統」とは、基幹系統および配電用変電所変圧器以下等の配電系統として扱う設備を除く送変電設備をいう。

第2章 系統情報の公表

(系統情報の公表)

- 第4条 当社は、国が定める系統情報公表の考え方に基づき、次の各号に掲げるものを除き、 電力系統の利用に資する情報を当社ホームページに公表する。
 - (1)国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがある重要施設への供給系統・ 供給設備に関する情報
 - (2) 第三者情報(特定の電力の供給契約に係る契約条件に係る事項等)
 - 2 前項により公表する情報の項目、公表手段および公表時期を別表1に示す。

(事業者の要請に基づく情報の開示)

- 第5条 当社は、国が定める系統情報公表の考え方に基づき、系統連系手続きにおける接続 検討申込をした開示請求者と秘密保持契約を締結することにより、利用者および利用 目的を限定したうえで、系統情報について開示する。
 - 2 前項により開示する情報の項目、開示手段および開示時期を別表2に示す。
 - 3 当社は、情報の開示にあたり、次の措置をとる。
 - (1) 開示の目的確認

当社は、別表2の情報を開示する場合、情報利用の目的を電源情報開示申込書等により事前に確認する。

(2) 秘密保持の確保

当社は、開示する情報の利用者および利用目的等を限定するため、開示請求者と秘密保持契約を締結することにより秘密保持を確保する。

(事業者の要請に基づく情報の提示)

- 第6条 当社は、指針等に基づき系統連系希望者から当該検討に必要な情報の提示の要請が あった場合は、第4条第1項各号に該当する情報を除き提示する。
 - 2 前項により提示する情報の項目、提示手段および提示時期を別表3に示す。
 - 3 当社は、情報の提示にあたり、次の措置をとる。
 - (1) 要請者の身元確認

系統連系申込受付窓口は、情報提示依頼書等により要請者の身元を事前に確認する。 なお、身元の確認は、必要に応じて印鑑証明書、資格証明書等により行う。

(2) 提示の目的確認

系統連系申込受付窓口は、別表3の「②系統アクセス情報」を提示する場合、情報利用の目的を情報提示依頼書等により事前に確認する。

(3) 秘密保持の確保

当社は、提示した情報が目的外に利用されない、または第三者に提供されないような措置を講じ、原則として秘密保持誓約書等により秘密保持を確保する。

(4)情報公表の記録および保存

別表3の「②系統アクセス情報」を提示する場合には、系統連系申込受付窓口、事前相談および接続検討受付窓口は、上記第2号および第3号により情報公表した内容

以 上

当社が公表する情報

別表1

情報項目	公表の手段	公表(更新) 時期
①送配電等業務に係る公平性確保に関する規程②送配電部門の系統ルール [情報公表ルール] ・系統情報公表に関する通達 [設備形成ルール] ・流通設備計画に関する通達 [系統アクセスルール] ・系統アクセスルール] ・系統アクセスルール] ・系統運用ルール] ・給電規程 ・給電規程 ・給電連用・運転業務要綱 ・給電車合書取扱要綱 ・特別高圧配電系統運用業務要綱 ・高圧配電系統運用業務要綱 ・高圧配電系統運用業務要綱 ・配電関係給電申合書取扱業務要綱指針 ③流通設備建設計画 (*1) ④系統の空容量 ・系統の空容量 ・系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に 記載した送電系統図 (特別高圧以上)	当社ホームページ	都度
⑤需給関連情報 (需給予想) ・供給区域の需要電力 翌週:翌週の広域機関が指定する広域ブロックの最大 需要発生時刻および最小予備率発生時刻におけるエリア の需要電力 翌日:翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日:当日の最大時需要電力と予想時刻 当日:当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌週:翌週の広域機関が指定する広域ブロックの最大 需要発生時刻および最小予備率発生時刻におけるエリア の供給電力 翌日:翌日の供給電力 当日:翌日の供給電力 当日:当日の供給電力	同上	翌週:毎週木曜夕 方頃 翌日:前日18時頃 当日:当日 毎時
⑥需給関連情報(電力使用状況)・供給区域の需要電力の現在値・供給区域の当日及び前日 (※2) の需要実績カーブ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度
⑦需給関連情報(需給実績) ・供給区域の需要実績(1時間値) ・供給区域の供給実績(電源種別、1時間値)	同上	毎月
⑧再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 (※3) <再生可能エネルギーの出力制御 (需給バランスの制 約) の実施状況に関する情報 > ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由 (「下げ調整力※4不足」などの要因) <再生可能エネルギーの出力制御 (送電容量の制約) の 実施状況に関する情報 (前日見通し) > ・混雑処理を行う見通しの系統 ・出力制御の見通し (自然変動電源の出力制御期間、自	同上	実施状況:出力抑制が行われた日の 属する月の翌月 前日見通し:再生 可能エネルギーの 出力制力方まで 実績(速報):再生 可能エネルギーの

然変動電源の最大出力制御量発生時刻、自然変動電源の概算出力制御量、自然変動電源の概算最大出力制御量) ・予想混雑状況(運用容量、自然変動電源による混雑処理前の予想潮流)		出力制御を行った 日の翌営業日まで
<再生可能エネルギーの出力制御(送電容量の制約)の 実施状況に関する情報(実績(速報))>		
・混雑処理を行った系統・出力制御内容(自然変動電源の出力制御期間、自然変		
動電源の最大出力制御量発生時刻、自然変動電源の概算		
出力制御量、自然変動電源の概算最大出力制御量)		
・混雑状況(運用容量、自然変動電源による混雑 処理前の潮流)		
		
<混雑系統に関する情報(速報)>		Notes and the second
・混雑処理を行った系統 ・混雑処理を行った日時		速報:混雑処理を 行った日の翌営業
・概算出力制御量		日まで
<混雑系統に関する情報(確報)>		76 to 30 th 60 rm 2
・混雑処理を行った系統		確報:混雑処理を 行った日が属する
・混雑処理を行った日時	同上	月の翌々月の末日
・出力制御量・混雑処理費用(混雑処理に用いた電源の値差×出力制		まで
御量)		年度報:混雑処理
<混雑系統に関する情報(年度報)>		を行った日が属す
・出力制御回数		る年度の翌年度の
・出力制御量・混雑処理費用(混雑処理に用いた電源の値差×出力制		5月末日まで
御量)		
⑩送配電に関する情報		
・系統構成、予想潮流		
(基幹系統:第1年度目、第5年度目)		
(ローカル系統:「電源接続や設備形成の検討に おける前提条件(送配電等業務指針第62条)		
としての想定潮流の合理化の考え方について」		
に基づく算定方法での断面)		
・送電線・変圧器の投資、廃止計画		
・	同 L	都 度 (決定・変更後 ・
(ローカル系統:レベニューキャップの事業計	1.4 工	速やかに)
画 (工事着工済み等))		
・送変電設備のインピーダンス(ループ系統)		
・地点別需要、系統潮流実績(変電所単位かつ1時間単位の実績 (※5))		
・送電線・変圧器の作業停止計画		
(基幹系統:2年分の年間計画、1年分の過去計画)		
(ローカル系統:1年分の年間計画、1年分以		
上の過去計画)		
⑪電源情報の開示に係る情報提供の対応状況に関する情報		
[†] ・発電設備ごとに情報提供に合意しているか否かの対応	同 上	同 上
状況を明示した送電系統図 (発電設備等の名称は除く。)		
※1最新の供給計画において記載されているもの		

- ※1最新の供給計画において記載されているもの。 ※2過日分の参考日を対象として表示する場合もある。 ※3公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行

規則」に準ずる。 ※4「下げ調整力」とは、供給区域の需要に対して供給する電気が余剰となった場合に対し、電気の供給を抑制又は需要を増加するための調整力をいう。

当社が開示する情報

情報項目	開示の手段	開示の窓口	開示時期
	当社と秘密保持契 約を締結のうえ開 示 ^(※1)		都 度 (年度ごと) ^(※2)

※1系統連系希望者が開示請求を行う場合は、ある程度の事業の蓋然性が高まったと考えられる接続検討申込みをしたことを条件とする。なお、低圧(最大受電電力10kW以上)の発電設備設置者は事業の蓋然性が高まったと判断できる資料の提出を条件とする。

学術目的での開示請求を行う場合は、学術研究を目的とする機関、若しくは団体又はそれらに属する者であること、かつ、学術研究の用に供する目的で開示情報を取り扱うことを条件とする。

公益的な目的での開示請求を行う場合は、国や電力広域的運営推進機関の審議会等で検証 等が必要となり、国や電力広域的運営推進機関からの要請等を受け検証等を行う者である ことを条件とする。

再エネ海域利用法に基づく公募への参加予定者が開示請求を行う場合は、公募への参加の 蓋然性が高い書類の提出を条件とする。

※2系統連系希望者による開示請求のタイミングは、運転開始前(接続検討申込済):1回、 運転開始前(契約申込済):毎年度1回、運転開始後:毎年度1回まで。

学術及び公益的な目的での開示希望者による開示請求のタイミングは、検証等が必要となった都度:1回

再エネ海域利用法に基づく公募への参加予定者による開示請求のタイミングは、公募 への 参加時:1回

当社が提示する情報

情報項目	提示の 手段	提示の 窓口	提示 (更新) 時期
①送電線等の故障状況(詳細) ・地内系統の事故、停電、瞬時電圧低下の情報(設備名、発生時刻、故障状況、原因)		最 寄 の 給 電 制 御 所、配電営業所等	都度
②系統アクセス情報 [特別高圧] ・地内系統の送電系統図(送電線、変圧器等の容量を含む)(ただし、別表1により公表する情報を除く。) ・地内系統の潮流図(予想及び実績) ・地内系統の作業停止計画(計画及び実績) ・地内系統の設備定数(送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統の連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画(ただし、別表1により公表する情報を除く。) ・地内系統の送変電設備計画(ただし、別表1により公表する情報を除く。) ・地内系統の停電実績(ただし、停電発生時にホームページ等で公表する情報を除く。) ・商望配電線の潮流(予想及び変圧器の容量を含む) ・希望配電線の設備定数(配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡配電設備の連系の連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績(ただし、停電発生時にホームページ等で公表する情報を除く。)	閲覧 ^(※) または問 い合わせに応じ個 別に説明	原則、「系統アク セス検討に関する 通達」定める申込 受付窓口	同上

※系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示。

別紙1-1 年 月 日

関西電力送配電株式会社 御中

申込者 所在地 名称及び代表者の氏名



電源情報開示申込書

当社は、「系統情報の公表の考え方(平成31年4月改定)」(資源エネルギー庁 電力・ガス事業部)の開示情報に基づき、送電容量制約及び需給バランス制約による出力抑制のシミュレーションを行うこと、及びそのシミュレーション結果を用いた事業性判断を行うことを目的とし、電源情報開示を申込みます。

○連絡先

- (1) 連絡者所属:
- (2) 連絡者名:
- (3) 住 所: 〒
- (4) 電話番号 : FAX番号:
- (5) 電子メールアドレス:

以下の該当する項目にチェックを入れてください。なお、いずれにも該当しない場合、電源情報開示を申込むことができません。

- ○発電所の送電容量制約及び需給バランス制約による出力抑制のシミュレーション実施やそのシミュレーション結果を用いた事業性判断の目的での開示希望の場合
 - □新規連系発電設備設置者(特別高圧、高圧の系統連系希望者)

当社は、関西電力送配電株式会社へ接続検討申込を行ったことを報告します。

- •接続検討申込日
- 年 月 日
- ※開示申込み時点で有効な接続検討申込書の写しを添付ください。
- ※関西電力送配電株式会社から接続検討申込書の受付連絡の写しを添付ください。
- □新規連系発電設備設置者(低圧(最大受電電力 10kW 以上)の系統連系希望者)
 - ※事業の蓋然性が高まったと判断できる資料として、電力広域的運営推進機関が定める「接続検討申込書(高圧)」の様式3~様式5の8を添付下さい。なお、様式3及び4については、仕様書など設備の仕様・出力・台数が分かる書類及びJET等の認証があるPCSを設置する場合は認証証明書の写しの提出により代替することができます。

運転開始前かつ契約申込済みの発電設備設置者(特別高圧、高圧および低圧(最大受電電力 10kW 以上)の発電設備設置者)

※開示申込み時点で有効な接続契約申込書または発電量調整供給契約申込書の写し等契約申込みの内容が分かる書類を添付ください。

□既連系発電設備設置者(特別高圧,高圧および低圧(最大受電電力 10kW 以上)の発電設備設置者)

当社は、関西電力送配電株式会社の系統へ連系済みの発電設備設置者です。

- 発電所名称
- 受電地点特定番号:

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下、再エネ海域利用法)に基づく公募への参加予定者 ※再エネ海域利用法に基づく促進区域の公募の際に、経済産業大臣および国土交通大臣に対して提出した 守秘義務対象情報の開示申請書の写し、守秘義務の遵守に関する誓約書の写しを添付ください。 ○学術・公益的な目的での開示希望の場合 □学術目的での開示希望 ・「大学その他の学術研究を目的とする機関又は団体」の名称: □公益的な目的での開示希望 国や電力広域的運営推進機関の審議会等で、検証等が必要となったこと示す資料の名称: ○秘密保持契約書の締結の有無(□有 ・ □無) ※過去に当該契約を締結している場合は、有を選択し契約書の写しを添付下さい。 ※当該契約を締結していない場合は、無を選択し別途情報の取扱いについての秘密保持契約を締結していただ きます。 ○情報管理責任者 氏名: ※当該申込時点で未決定の場合は、別途上記内容を確認できる書類をご提出いただきます。 ○添付資料 添付する書類にチェックを入れてください。 □接続検討申込書(写) および受付連絡(写)。または事業の蓋然性が高まったと判断できる資料。 ※受付連絡が電話連絡であった場合は、受付日時を接続検討申込書(写)へ記載ください。 □接続契約申込書(写)または発電量調整供給契約申込書(写)等契約申込みの内容が分かる書類

□再エネ海域利用法に基づく促進区域の公募の際に、経済産業大臣および国土交通大臣に対して提出した守秘義務対象情報の開示申請書(写)および守秘義務の遵守に関する誓約書(写)

以上

下記をご了承のうえ、お申し込みください。

□秘密保持契約書(写)

- ・特別高圧および高圧の新規連系の場合は接続検討申込受付後に当該申込みが可能となります。なお、電源情報開示の請求頻度は契約申込前:1回、契約申込後(既連系含む):毎年度1回といたします。
- ・学術・公益的な目的での電源情報開示の請求頻度は、開示請求者において検証等が必要となった都度:1回といたします。
- ・再エネ海域利用法に基づく公募参加者の電源情報開示の請求頻度は公募への参加時:1回といたします。
- ・電源情報開示の都度、手数料1万1千円(税込み)を請求いたします。

※過去に関西電力送配電株式会社と秘密保持契約を締結している場合。

- ・必要に応じて、身分証明書(免許証および名刺等)により身元を確認させていただくことがあります。
- ※関西電力送配電株式会社は、本申込書により知り得た情報は電源情報を開示する業務に使用する以外に利用いたしません。

秘密保持契約書

関西電力送配電株式会社(以下「甲」という。)と[契約先氏名又は名称](以下「乙」という。)は、 乙に対して甲が開示する「系統情報の公表の考え方」(資源エネルギー庁 電力・ガス事業部)に基づ く発電設備設置者から提供を受けた電源に関する情報(以下「電源情報」という。)の取扱いについ て、以下のとおり秘密保持契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

- 第1条 本契約は、次の各号に該当する発電所(以下「本発電所等」という。)の送電容量制約及び需 給バランス制約による出力抑制のシミュレーション実施やそのシミュレーション結果を用い た事業性判断のため、または学術・公益的な目的のため(以下「本目的」という。)に、甲か ら乙に開示される電源情報を含む秘密情報の保護を目的とする。
 - ① 資源エネルギー庁が公表する「系統情報公表の考え方」の開示申込の条件を満たす発電 所(以下「本発電所」という。)
 - ② 甲が管轄するエリアにおいて、乙の運転する前号を除く容量 10kW 以上の発電所

(秘密情報の定義)

- 第2条 本契約において、秘密情報とは次の各号に該当するものをいう。
 - ①甲が、本目的のために乙に対して開示する電源情報
 - ②乙が、本目的のために実施した検討の内容及びその成果物のうち、第2条①号に定める秘密情報を特定または類推しうる情報
 - 2. 前項に定める秘密情報が書面その他の有体物(電子データを含む。)にて開示される場合には、当該有体物すべてを秘密情報とする。
 - 3. 第1項に定める秘密情報が口頭、映像等の無体物にて開示される場合には、開示の際に秘密であることが告げられ、当該開示の日から 10 営業日以内に秘密とされる内容が書面にて確認されるものとし、すべてを秘密情報とする。
 - 4. 前三項に定める秘密情報を複写・複製、又は翻訳・翻案したもの。
 - 5. 前四項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、秘密情報に含まれない。
 - ①開示を受けた時に、既に公知であったもの
 - ②開示を受けた時に、乙が既に適法に所有していたもの
 - ③開示を受けた後に、乙の責に帰すべからざる事由により公知となったもの
 - ④ 開示を受けた後に、乙が秘密保持義務を負うことなく第三者より適法に入手したもの

(開示請求)

第3条 乙は、甲に対し電源情報の開示を書面により請求することができる。

- 2. 乙は、前項の請求に際して、手数料を開示の都度、甲に対し、甲の指定した口座へ振り込む方法により支払う。
- 3. 甲は、前項手数料が入金されたことを確認後、本契約の範囲で乙に電源情報の開示を行う。

(開示頻度)

- 第4条 乙が甲に電源情報の開示を請求できる回数は、次の各号に定めるところによる。
 - ① 本発電所の接続契約または発電量調整供給契約の申込(以下「契約申込」という。)前は、 1回とする。
 - ② 本発電所の契約申込後は、年度ごとに1回までとする
 - ③ 電源情報を請求した目的が学術・公益的な目的での開示希望者は、検証等が必要となった都度1回までとする。
 - ④ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく 公募への参加予定者は、公募への参加時1回までとする。

(秘密保持義務)

- 第5条 乙は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、秘密情報を知る必要がある乙 の役員又は従業員が、本契約に基づき秘密情報を扱う場合に限り、甲の承諾なく扱えるもの とする。
 - 2. 乙は、書面による甲の承諾なく、次の各号に該当する行為をしてはならない。
 - ① 秘密情報を、本目的の実施上、当該秘密情報を知る必要のない第三者又は、役員又は従業員に開示すること
 - ② 秘密情報を本目的外で複写・複製、又は翻訳・翻案すること
 - ③ パスワード等で保護をされた秘密情報の保護を解除して保管又は送付すること
 - ④ 秘密情報に基づき、新たになされた発明、考案、意匠の創作に関する、特許権、実用新 案権、意匠権を取得すること
 - 3. 乙は、秘密情報を、本目的のために当該秘密情報を知る必要のある第三者(以下、関係第三者)に開示する場合は、開示する10営業日前までに甲に所定の書面を提出しなければならない。ただし、甲は当該開示を拒む場合は、乙が秘密情報を関係第三者に開示する前までに乙に通知するものとし、乙は当該通知を受けた場合は、秘密情報を関係第三者に開示してはならない。
 - 4. 乙は、関係第三者に秘密情報を開示する場合は、当該被開示者に対して、本契約と同様の 秘密保持義務を課すものとし、その義務の履行について一切の責任を負う。
 - 5. 乙は、乙の役員及び従業員が個人的に所有するパソコン、スマートフォン、携帯電話その 他の情報通信機器(以下「パソコン等」という。)、乙が秘密情報の適切な管理を行うために 必要な措置を講じていないパソコン等において秘密情報を一切取り扱わせてはならない。
 - 6. 第1項の規定にかかわらず、乙は、法令により秘密情報の開示を義務付けられた場合、必

要な範囲に限りこれを開示することができる。ただし、法令により開示の事実を通知することが禁じられる場合を除き、ただちにその旨を甲に対して通知し、必要最小限の範囲の開示にとどめることを条件とする。

- 7. 乙は、開示された秘密情報には財産的価値があり、秘密性のものであることを認識し、当 該秘密情報の所有権などのいかなる権原も当該開示によって乙に移転しないことを確認する。
- 8. 甲から乙への秘密情報の開示は、著作権、特許権等何ら知的財産権の移転・使用許諾を伴うものではない。

(目的外使用の禁止)

第6条 乙は、電源情報が本目的のために開示されたものであることを認識するとともに、本目的の 他いかなる目的のためにも使用してはならない。

(秘密情報の不保証)

第7条 甲は、秘密情報の正確性・真実性を保証するものではなく、秘密情報に起因し乙が被る損害 について一切の責任を負わない。

(秘密情報の返還・破棄)

- 第8条 乙は、甲から開示された電源情報の返還を要求された場合には、甲の指示に従い、当該電源情報(複写等した場合には当該複写物、電源情報を関係第三者に開示した場合には当該電源情報を含む。)を、甲に返却し、書面にて報告するものとする。ただし、乙は、甲の承諾を得た場合には、返却に代えて破壊または復元できないよう消去したうえで破棄することができる
 - 2. 乙は、本契約が解除又は終了する場合には、当該秘密情報(複写等した場合には当該複写物、電源情報を関係第三者に開示した場合には当該電源情報を含む。)を、甲に返却し、書面にて報告する。ただし、乙は、甲の承諾を得た場合には、返却に代えて破壊または復元できないよう消去したうえで破棄することができる。

(秘密情報の保全)

- 第9条 乙は、本契約に定める事項が自己の組織内において継続的に遵守されるよう、秘密情報の保 全対策について適宜検証・是正を行う。
 - 2. 秘密情報に関し、乙は、情報管理責任者を定め、書面により甲に通知するものとする。乙 の情報管理責任者は、乙が取得した秘密情報を責任をもって管理し、本契約を関係者に遵守 させなければならない。
 - 3. 甲は、前項情報管理責任者が通知されたことを確認後、本契約の範囲で乙に電源情報の開示を行う。

(権利義務の譲渡の禁止)

第10条 乙は、書面による甲の承諾なく、本契約により生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者 に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(報告・調査)

第11条 甲は、必要に応じて秘密情報の管理状況について乙に報告を求めることができるものとし、 乙はこれに応じる。また、乙は、甲が秘密情報の管理状況を調査する必要が生じた場合は、 これに協力しなければならない。

(改善)

第12条 前条の報告又は調査の結果、乙の秘密情報の管理状況が機密情報を管理するにあたり必要と される水準に適合していないと甲が判断する場合、甲は、乙に対し、秘密情報の管理状況を 改善するよう請求できるものとする。この場合、乙はすみやかにこれに応じる。

(開示拒絶事由)

第13条 甲は、乙が本契約を履行していないと判断した場合、秘密情報の開示を拒絶することができる。

(行政機関への情報提供)

- 第14条 乙は、秘密情報を、行政機関の要請を受けて提供する必要がある場合、あらかじめ甲の書面 による承諾を得る。
 - 2. 乙は、甲から開示された秘密情報を緊急に行政機関に提供する必要があり、前項に定める 甲の書面による承諾を得ることができない場合は、当該秘密情報を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条第2号ロに定める情報として、提供する。
 - 3. 前項により、行政機関に秘密情報を提供した場合、乙は、甲に対して行政機関へ提供後ただちに、当該秘密情報を行政機関に提供した事実及び行政機関に対して提供した秘密情報の内容を書面にて報告する。

(漏洩時の措置)

- 第15条 乙は、秘密情報が第三者に漏洩していること又は第三者に漏洩しているおそれを確認した場合又は紛失、盗難等により漏洩のおそれがある場合に、ただちに甲に通知し、適切な措置を 行う。
 - 2. 甲は、電源情報を提供した発電設備設置者が、当該発電設備設置者の秘密情報が漏洩している又は漏洩しているおそれがあることを甲に説明した場合、電源情報を提供した発電設備設置者に乙の氏名、乙に開示した秘密情報の年度を開示することができる。
 - 3. 甲は、乙が秘密情報を第三者に漏洩したと判断した場合には、当該秘密情報に関する電源

情報を提供した発電設備設置者に乙の氏名、乙に開示した秘密情報の年度を通知できる。

(違約金)

第16条 乙は、故意又は過失の有無を問わず、本契約に違反し秘密情報を漏洩又は目的外使用した場合は、甲に対し、金1,000 万円を違約金として支払う。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、故意又は過失の有無を問わず、本契約に違反し、甲又は第三者に損害を与えた場合には、損害賠償の責めを負う。なお、前条の違約金を支払った場合であっても損害賠償は免除されない。
 - 2. 乙が、本契約に違反したことにより第三者に損害を与えた場合で、甲が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は乙に対し、その解決のために要した費用(損害賠償金を含むがこれに限定されない。)を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が本契約に違反した場合、ただちに本契約を解除することができる。この場合、甲 の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

(反社会的勢力の排除)

- 第19条 甲は、乙が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、 社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に 該当し、又は反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合 には、ただちに本契約を解除することができる。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - ⑤ 役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき 関係を有しているとき
 - 2. 甲は、乙が自己又は第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、 ただちに本契約を解除することができる。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害 する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3. 乙は、自己が将来にわたり前二項に該当しないことを表明・確約する。
- 4. 乙は、自己が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を甲に報告し、甲による捜査機関への通報に必要な協力を行う。
- 5. 甲は、乙が前二項の定めに違反した場合は、ただちに本契約を解除することができる。
- 6. 甲が第1項、第2項、第5項の定めにより本契約を解除した場合、乙は、甲に対して損害 賠償を請求することができず、また解除により甲に損害が生じたときは、その損害を賠償す る。

(開示期間)

第20条 電源情報の開示期間は、本契約の有効期間とする。

(有効期間)

- 第21条 本契約の有効期間は、[開始年月日]から、[当該契約年度の末日]までとする。ただし、甲乙 いずれからも期間満了3か月前までに本契約を変更する旨又は期間満了までに本契約を終了 する旨の書面による申し出がない場合は、本契約は同一条件でさらに1年間延長されるもの とし、以後この例による。
 - 2. 前項にかかわらず、乙が本発電所等の全てを廃止、又は乙が本発電所等を全て第三者に譲渡した場合は、本契約は終了する。
 - 3. 前二項にかかわらず、第2条(秘密情報の定義)、第5条(秘密保持義務)から第19条(反社会的勢力の排除)、第22条(合意管轄及び準拠法)については、本契約終了又は解除後も永久にその効力を有する。

(合意管轄及び準拠法)

- 第22条 本契約に関する訴訟については、被告の本社所在地を管轄する地方(もしくは簡易)裁判所 を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。
 - 2. 本契約は、すべての点で日本法にしたがって解釈され、法律上の効力が与えられる。
 - 3. 本契約は、日本語のみによるものとし、他の言語によるいかなる翻訳も参考のためのみであって、当事者を拘束するものではない。

(規定外条項)

第23条本契約に定めなき事項が生じた場合、又は本契約に定める事項の解釈に疑義を生じた場合に

は、甲乙誠意をもって協議し、解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。 年 月 日

甲 関西電力送配電株式会社

乙 [契約先氏名又は商号]

申込日 年 月 日

系統アクセス情報提示依頼兼秘密保持誓約書

関西電力	关起重	はオー	壮	御中
美 四 東ノノ	达出用		Т.	咿T

(住所・会社名)	
(代表者氏名)	
(要請者)	
(連絡先:電話番号)	

1. 情報提示依頼

下記の情報を提示していただきますようお願いいたします。

連系場所	住所: 需要者名: 供給電圧:□6kV□20(30)kV□70kV□154kV以上□未定 引込柱(※6kVのみ): 供給地点特定番号(※既設の場合):○○-○○○-○○○-○○○-○○○-○○○
情報利用 の 目 的	□発電設備の連系 (新設・更新・増設・その他 ()) □需要設備の連系 (新設・更新・増設・その他 ())
系統利用 計画時期	年月日
情報提示依賴內容	(必要により補紙を添付してください。)
利用目的	(必要により補紙を添付してください。)

2. 秘密保持誓約

- (1) 今回の情報提示依頼により知り得た情報については、上記の目的以外には利用いたしません。また、守秘義務を遵守し、第三者へ漏洩いたしません。
- (2) 今回の情報提示依頼により知り得た情報を上記の目的以外に利用し、または漏洩したことにより生じた一切の損害を賠償する責任を負います。

以上

関西電力送配電は本系統アクセス提示依頼により得た要請者の情報は、系統アクセス情報 を提示する業務に使用する目的以外に利用いたしません。

申込日	年	月	日
-----	---	---	---

系統アクセス情報提示依頼書

関西電力送配電株式会社 御中

(住 所・会社名)	
(代表者氏名)	fi
(要請者)	·
(連絡先:電話番号)	

1. 情報提示依頼

下記の情報を提示していただきますようお願いいたします。

なお、今回の情報提示依頼により知り得た情報については、守秘義務を遵守し、第三 者へ漏洩いたしません。また、下記の目的以外では利用いたしません。

連系場所	住所: 需要者名: 供給電圧:□6kV□20(30)kV□70kV□154kV以上□未定 引込柱(※6kVのみ): 供給地点特定番号(※既設の場合):○○-○○○-○○○-○○○-○○○
情報利用 の 目 的	□発電設備の連系 (新設・更新・増設・その他 ()) □需要設備の連系 (新設・更新・増設・その他 ())
系統利用 計画時期	年 月 日
情報提示 依賴内容	(必要により補紙を添付してください。)
利用目的	(必要により補紙を添付してください。)

以上

関西電力送配電は本系統アクセス提示依頼により得た要請者の情報は、系統アクセス情報 を提示する業務に使用する目的以外に利用いたしません。